第4回宝塚市総合計画審議会

日時: 令和元年(2019年)12月25日(水) 10:00~12:10

場所:宝塚市役所大会議室

1 開 会

出席委員 ※敬称略、順不同

岡委員、濱田(恵)委員、濱田(格)委員、久委員、藤井(達)委員、藤井(博)委員、藤本委員、飯室委員、加藤委員、温井委員、山村委員、今住委員、喜多河委員、久保委員、

福住委員、松原委員、見市委員、矢野委員、山本委員、井上委員、西中委員

欠席委員の確認: 4名欠席(粂田委員、古泉委員、龍見委員、橋之爪委員)

傍聴希望者の確認:10名

会長 おはようございます。久しぶりの全体会になりますけれども、今日もいろい ろご意見を賜れればと思います。まず委員の出席状況につきまして、事務局か らご報告いただければと思います。よろしくお願いします。

事務局 本日、連合兵庫の粂田委員と、市民公募委員の龍見委員と橋之爪委員がご欠席と聞いておりまして、古泉委員がまだいらっしゃっていません。それから、本日も施策分野に関係します室長級職員が出席しておりますのと、庁内プロジェクト・チームの職員も傍聴として参加させていただいております。以上です

会長では、本日の次第に従いまして審議を始めさせていただきたいと思います。

2 議事

議題1 基本構想(中間答申案)について

会長 まず議題の1番、基本構想(中間答申案)につきまして、お諮りをしたいと 思います。事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いします。

事務局 (資料説明)

会長 冒頭にもございましたように、また基本計画を検討する中でも、もう一度、 この基本構想に立ち戻って修正することも可能であるという上で、答申をさ せていただくことになっておりますが、いかがでしょうか。部会でも、かなり 時間をかけて議論をさせていただきましたが、今日新たに修正等もかかって おりますので、あらためて見ていただいて、ご意見を賜れればと思います。ご 質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いします。 委員

6ページに「スマート自治体」という言葉が出ていますね。これについて、どういうかたちで「スマート自治体」という単語が出てきたかということと、もう1点、12ページの5のところで、最初にわれわれがいただいたのは「市民と行政の協働による推進」となっていたのが、「計画の推進に向けて」というかたちになっていますよね。なぜ、こんなに大きく題が変わったかということ。この2点をご説明ください。

会長

いかがでしょう。

事務局

まずスマート自治体につきましては、もともとは国の方で、今後 10 年、20 年先を見据えた自治体の基本的な姿勢ということで、国の研究会の中で提唱された考え方になっております。人口減少が今後進行していく中でも自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続けていくためには、ICTといった情報通信技術なども活用しながら、限られた職員でも行政サービスを維持していく、向上させていくというような視点で、このスマート自治体という考え方が提唱されておりまして、本市においても、その考え方の基に取組を進めていく必要があるということで、今回入れさせていただいております。

委員

ということは、いまはスマートじゃないんですね。

事務局

いまも、もちろんICTの技術を活用した取組も進めておりますけれども、 今後さらに人口減少が進んでいく、職員の数も減っていくということが見込 まれる中で、よりいっそう、その視点でまちづくり、行政を進めていく必要が あるということで、そういう記述をしているということでございます。

委員

一つ言いたいのは、いま私は自治会の関係の代表として出ていますけれども、自分も自治会長をやって、コミュニティの会長もさせていただいているんですけれど、自治会に対しての考え方がどうなっているか。まちづくり協議会もさせていただいているけれど、まず宝塚市の自治会がしっかりできないと、はっきり言って、まちづくりというのは無理です。基本的に。

ということは何かといいますと、やはり 24 の小学校区のうちに、まちづくり協議会というのは 20 あるんです。ということは、まちづくり協議会ごとに、学校が二つとか、重ね合ったりという状況の中で、これを本当にどこまで進めていくかというのは大きい問題で。だから自治会というのは今後なくなっていくんだよという感覚を持って、これができているのか。それによっては、また私としては、帰ってその話はしなくてはならないから、そこのはっきりとした回答が欲しいということです。それが言いたい。

事務局

二つ目のご質問のお答えができていなくてすみません。12 ページの「計画の推進に向けて」ということで、今回、前回の部会案でお示ししたタイトルから変更をさせていただいておりますが、前回は進捗管理という項目を入れてございませんでしたけれども、今回は、この中に(3)で進捗管理という項目

を追加することになりましたので、それに伴いまして見出しも「計画の推進に向けて」という方が、より適切ではないかということで表現の修正を行ったということでございます。

委員 会長

はい、分かりました。それは分かりました。

自治会の位置付けのお話がございました。いま協働のまちづくり促進委員会でも、協働のまちづくり条例を準備させていただいておりますけれど、その中にも、自治会もしっかりと位置付けをさせていただいておりますので、今後も、おっしゃるように自治会というのが地域活動の中核であるという位置付けは、今回の条例化の中でもさせていただいているということです。条例というのは、この10年間の構想以上に永続的に担保するものですので、そういう意味では、自治会のしっかりとした位置付けを、市の方でも位置付けているというふうにご理解いただければと思います。

はい、どうぞ。

委員

委員と同じように、自治会に関しては私も意見はありますが、部会でも、根本的なことだね、というふうに言っていただいたんですけれども、それは、いまここでは控えておきます。同じような想いを強く持っている者の一人です。

今回お尋ねしたいのは、ここにある現状認識というのが、以前、私たちが協議したときと比べて、ずいぶん変わったかたちでいまここに、下にいっぱい線を引いて記入されており、なぜこんなことになったのかなと。あのとき私たちが協議した内容が、ここにどのようなかたちで。私にしたら唐突に、勝手に、こういうふうに書き換えられているなという思いを、たくさんの切手を貼って、速達でどんと持ってこられたときに、とても違和感がありました。

なぜこんなに時間がかかって、速達でないと手元に届かないような資料の 作成をされていたのかということ。それから、現状認識の捉え方というのが、 とても違うんだなという思い。前のこれで、なぜ駄目なのか。

現状認識の中に記載のあった「めざすまちの姿」に行くまでの、現状ではこういうことが必要だよねということさえも削除されてしまっているという。 非常に簡潔で、これでいいと思っておられるのかもしれないですが、市民が、 このプロセスを何も知らずに、市民や行政が現状認識をどこまで捉えて「めざ すまちの姿」に行ったのか。その過程が、この表現では、ちょっと分かりにく い。市民に分かりにくい表現に、さらになってしまったのではないかなと。

例えば6ページの「ともに創り、未来につなぐまち」というところでも、古い、前の資料をお持ちでしょうか、皆さん。これまでは、現状認識の括弧の中、現在は四つになっているんですが前は六つありまして、その中に環境をつくっていく必要があるという現状認識があったり、創造していくことが求められているという現状の認識の一つやと、これも私は思うんですけれども。

そういった文言が、どのページにも、みんなぴったりなくなってしまっているのはなぜなんだ。私たちが、あのとき協議した内容はどうなのか。これを、部会長であった委員は容認されたのか。先ほどから何回も何回も言葉で、役所の中の皆さんで考えて、こうなったという発言があったんですけれども、それだったらもう、そちら側でやりなさいよと、私はお話を聞きながら思いました。私たちは要らない。

私たちが、あのとき一生懸命みんなで考えたことが、ばっさりこれに変わってしまうのであれば、しかも速達で送ってこられた、この資料を見てから、もう今日しか、意見として出す暇がない。熟読する時間もないまま今日を迎えてしまったことが、とても残念に思いますし、内容がこれだけ飛躍して、これをもとに「めざすまちの姿」が市民の皆さんに分かっていただけるでしょうか。例えば子どものことにしても、健康のことにしても、これで地域の方に分かっていただけますか。いかがですか。委員、どう思われているんですか。

委員 これは部会で審議されて、行政内部で審議されて、いま提案された案を、ここで、もう一度皆さんと審議するというプロセスですので、ここでしっかり論議されたら、まずはいいかなとは思います。

委員 ここでしっかり、どう議論するんですか。あのとき、あんなに議論したじゃないですか。今日まで委員は、速達で送ってこられるまで、この資料をご覧にならなかったんですか。

委員いや、見ましたけれども。

委員 私はとても、私自身の委員としての在り方も問われたような気がします。要 らない、私は。これでは私は必要がないです、この場で。

委員 現状認識の書きぶりについて、第2部会で論議しました。

委員 それは第2部会のことですよね。じゃあ、第1部会のことも全部ぱっと変わるんですか。セットで。

委員 いやいや、経緯を説明しているんです。この現状認識というのに、これをすべきだ、必要だという表現が必要なのかという論議は、それは第2部会の担当 箇所以外に、全般にわたってそれが言えるので、そこら辺を整理した方がいいんじゃないかと。

例えば、現状認識があって、将来的にはこういうまちにしたい。で、具体的に何をするかというのは、たぶん、これにくっつく、もう一つ、今後論議する基本計画の中に各論で入ってくる。その全体の流れの中で現状認識として、そこに今後こうすべきであるみたいなことの表現については、もうちょっと整理した方がいいという論議が第2部会であったんです。だから私の感覚では、第2部会の意見は反映されているなというふうに。

委員 第1部会の意見はなくなっていますよね。そうですよね。

事務局

まず、資料が直前の送付になりましたことにつきましては、この場をお借り しておわび申し上げたいと思います。事務局の方も鋭意努力はしてきたので すが、結果的には、皆さまに十分なご検討の時間がない中で本日を迎えること になったことにつきましてはおわび申し上げたいと思います。

現状認識の括弧書きのところにつきましては、いま委員がおっしゃいましたように第2部会の中で、現状認識というものが上の「めざすまちの姿」と同じような書きぶりになっているというご指摘が複数ございました。第1部会では確かに、ご意見としてはなかったんですけれども、事務局と致しましては、全体を整理する中で、第1部会の分野につきましても同じようなかたちで統一して整理した方がよいのではないかということで、事務局の判断として今回のようなかたちで修正をさせていただきました。

できる限り「めざすまちの姿」に書かれている内容に関連付くような記載になるように努めたところではございますけれども、若干、前に比べれば直接のつながりが分かりにくくなっているというところは、確かにご指摘いただいているとおりかと考えております。

会長

ちょっと整理をさせていただきますと、先ほど委員におっしゃっていただいたように、しばらくは二つの部会に分かれて議論をさせていただきました。今日あらためて、ここで皆さんにお諮りをしている意味というのは、最終的に、これでいいかどうかというチェックをしていただきたいということです。

先ほど委員からご説明いただいたように、第2部会の提案で第1部会の部分も変わっている部分がございますので、その辺りのすり合わせ、部会同士のすり合わせというのを確認したいということと、それから、全体会の中でも以前出てきましたように、自分の担当部会以外のところにも、いろいろ申し上げたいことがあるときはどうしたらいいですかということで、そういうときには、この全体会でということですので、今日は、もう一つ、自分がいままで関わってこなかった部会の書きぶりに対しても、ここでご意見を賜りたいというのがあろうかと思います。

さらには、先ほどの説明の中にもございましたように、われわれの部会の意見を受けて、もう一度、市役所内で議論をしていただいておりますので、その市役所内での議論の中で変わった部分が出てきている、これに対しての最終的なチェックを、ここでかけたいということですので、これで認めてくださいということではなくて、もう一度ここでご意見を賜って、最終的にどうしたらいいかということの確認をさせていただくという場面でございますので、決して部会の意見が無視されたということではございません。最終的に、ここでもう一度、議論をさせていただきたいということです。

委員

私は第1部会に出席させていただいております。第2部会は、その次の日く

らいに開催されているんです。だからわれわれについては、第2部会でどういう話をされたかということついては、第1部会では、はっきり言って聞いていない部分がいっぱいある。それで、それをもとに第2部会でこうしたから、こういう意見で直すんだといったら、それは委員の言われるとおりで、私もそう思う。事実。だから、いまの話だったら、第1部会、第2部会を分ける必要がない。全体で全部やって言いたいことを言えばいいでしょう。そうでないと、こんなものは話にならない。

委員

第2部会は、べつに第1部会の意見を聞いてからやっているわけではなくて、情報ははっきり分けておられるはず。だから、第2部会は第2部会だけの議論であって、それを合体して事務局の方でまとめられたという話です。

委員

そういう話だと、それだったら市の職員が決めたということだね。

委員

だから、その議論の過程が大事であって。

委員

過程が大事だから言っとるのであって。

委員

ちょっと聞いてくださいね。だから、現状認識という言葉の中で、現状という中に、そのめざす姿みたいなところが入ってくるのはおかしいんじゃないかという認識なんです。いまもおっしゃったと思うんですけど、その中にめざす部分があるのであれば、それは上の「めざすまちの姿」に上げるべきであるという話だったと思うんですけれども。確かに、現状認識のところで、そういう議論をいっぱいされたと思うんですけど、そこの内容は上に上がるべき内容であって、いまの事実を確認する場が現状認識ではないかと僕らは思ったんです。

委員

現状としては、いまのご説明は分かるんですが、どこかへ行ってしまった、 われわれの意見はどうなったかというところを併記するならともかく、変わったのだけが、ぽろっと出てきていますので、いったいわれわれの意見はどうなったかという喪失感が、どうしても拭えないんです。ここで読み上げて、はい、よろしいね、で決まったら、市役所だけでやればいいということになってしまいますので、もうちょっと丁寧なご説明をいただきたいというふうな気持ちなんです。

委員

それと、行政の方で議論された分が、どの部分なのかというのが私たちには 分かりにくいです。この中に、行政で協議した結果このようになりましたとい う説明は何カ所かでありましたが、それが、どのように表現としてされたのか ということが私たちには分かりません。私たちの意見と行政の意見、考えてい ることが同じであったとしても、そこは分かるようにしていただかないと、行 政で議論した結果こうでした、こうなりましたといったら、じゃあ、行政で議 論したことが、ぱっと載ってくるんだったら、そちらでやりなさいよと、私は、 そのように思ってしまいました。 先ほどの現状認識が、上の「めざすまちの姿」になっているところがあるので抜いた方がいいというご意見なんですけれども、例えば7ページでは、部会案にある「体制づくりに取り組む必要がある」というのは、めざす姿というのは、これも取り組んだ後のことが「めざすまちの姿」のところに載ってくるという考えですよね。だから、この文言は要らないのではないかということで、いまは、例えばのことを言っています、抜いたということになるんでしょうか。だから、現状認識の中にめざすまちに向かっていくところの一つのやり方、一つの行動、気付きとして、ここに書かれている「めざすまちの姿」の中に、委員とか市民とかの気付きが入っているという、それが現状じゃないんでしょうか。その気付きを集めてめざす姿になっていくという考えは間違ってい

それだけが上に書かれて、他のところ、みんなが本当に気が付いているところ を消してしまってよろしいんですか。

今回は、かなりシンプルにし過ぎたということかと思います。もう少し、やはりきちんと、その現状認識として、課題である部分とか、こういうことをしっかりと書いておくことによって、いまさまざまなご意見をいただいた内容というのは取り込めると思いますので。

ますかね。めざすところも何もない、現状だけ、ぱっと写真でぱちっと撮って、

今回は、かなり大部分、この現状認識を書き換えてしまっていますので、ここで一つ一つというのは、なかなか時間も取れませんので、部会長である私と委員にご一任いただいて、もう一度、その前の書きぶりと今回の書きぶりを参考にしつつ、あらためて、この現状認識のところは事務局と作業をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

その方向性でいいと思いますが、別の観点で僕自身が整理したかったのでお聞きしたいんですけど、例えば6ページの(1)、これは冒頭だから、都市経営のところに右端の四角で囲った四つがありますね。これが、例えば5次総合計画までだと、この1、2、3、4の中身が、さらに細かく目標値を入れてみたり、さらに、この左側に二つ書いていますけど、その二つをもとに具体的に、こういう方向性が要るんだということを盛り込んで総合計画になっています。

今回、6次総合計画でそういう、いまぱっと開いたのは「開かれた市政」ですけど、「開かれた市政」という頭に1行あった上で、これだけの分量が入っている。これだけの分量は今回、この次に論議する部分に入るんですか。総合計画というのは、これ1冊が基本構想と基本計画で、実施計画というのは、これに書いていなくて、3年間のローリングの1年ごとの計画という、これじゃないのが実施計画でありますよね。

そうしたら、これ全体がいままでは総合計画だったので、私はこれを読んで

会長

委員

いると、さらに、いま冒頭で言った、この1、2、3、4の具体的な、この項目を2ページにわたって具体的に書いてある、この項目が、この先の論議に出てくるんだろうなと思っています。

そうすると、この現状認識とこれが、具体的に現状認識がこうだから、じゃ あ具体的に、もっとこういう方向性で、例えば自治会の加入率をアップしよう と。現状はこれだからアップしようとか、そういう数字を含めて、こうしたい、 じゃあ、この自治会の加入率をアップするには誰がどうするんだというのを 書き込んだようなものが入っているんですね。

会長

その辺りは、また後ほど議論をさせていただくことになろうかと思うんですが、今日はお手元にA3で資料4というのが配布されておりますけれども、これは後ほど議論をさせていただこうということで準備をしていたんですけれども、基本計画の書きぶりですね。

ここでも、先ほど委員がおっしゃったような現状と課題というのを、よりしっかりと書くことになりますので、基本構想部分の現状認識と、これから事務局、市役所の中で詰めていただく基本計画の現状と課題を両方合わせながら見ていただいた方が、ひょっとすると、どこにどういうかたちで書かれているかというのが、より分かりやすくなると思います。

そういうことも含めて、今回の基本構想部分の現状認識ということを少し、 部会長である私と委員と二人が入って事務局と作業をさせていただきますが、 最終確認というのは、おそらく基本計画を全て書いていただいた段階で最終 調整を図らせていただいた方がいいと思いますので、そういう手続きで進め させていただければと思います。

委員

前の全体会のときに確か、尼崎だとか他の自治体の総合計画を見られて見やすいとか分かりやすいとかいうお話があって、今回は前回までの分厚いものではなくて、多くの市民が手に取って、割合親しみやすいものにしようというお話があったということと、もう一つは、どうしても役所の立場、市民の立場、市民の中でも自治会があったり団体さんがあったりすると思うんですけれども、そういう、どこか対立構造的になりがちなのが昔ながらだと考えるなら、いま人も少なく、お金も足りなく、これからどうなっていくんだろうという中で、特にこの総合計画というのは、もちろん役所の計画なんですけれども、市民も対等な立場で一緒にやっていきましょうという精神、大きなビジョンを示したものということなので。

最初のうちはグループワークがあったり、それから、それぞれの会議、そして行政の方の立場もあったと思うんですけど、最終に出てくるものは、みんなが話し合った中で、こういうまちにしたいなというものだと思うんですね。ですから、誰がここを言ったとか、誰がここの責任を取るんだというのは、もち

ろん計画になったら必要になってくる部分なんですけれども、これはあくまでも、みんなで話し合った中でミックスジュースができたというものじゃないかなと思うんです。

そこが、どうしても、対立構造である限りはまちづくりというのにはなっていかないんじゃないかなというのは、これは私が他市の人間だから感じるのかもしれないんですけれども。どうしても皆さん、専門とか、ご自分が大事にしているものがよく見え過ぎているがために、なかなかミックスになりきれないんじゃないかなというのを感じましたので、一言ちょっと言わせていただきました。

会長

ありがとうございます。

委員

じゃあ、ミックスジュースの割合はいかがですか。割合は大切ですよね。混ぜたらいいというものではありません。味も大事です。色も大事です。

私は先ほど、行政で勝手につくったらいいじゃないかと言いましたけど、行政の意見を先ほど聞いていて、一つもおかしいところはない、一生懸命考えてくださっているのは、とてもよく分かります。行政が、これだけ一生懸命考えているということは市民にも分かるように説明をしたい。私も組織に戻ったら、そのようなことは伝えたいと思います。ただ、ここにそれが表現されたら、なおいいと思いました。この計画の、いまのペーパーの段階で私たちがそれを知ることが、とても大切ではないかなと。行政も一緒にやっているという面では大切なんじゃないかなと思いました。ご配慮いただきたいです。

会長

ありがとうございます。またいろいろ資料を用意していただいていくわけですが、先ほどの委員のお話で言うと、いま修正部分が全部一重線で表現されていますけれども、部会で議論されて直した部分が一重線で、行政が議論をして直した部分が二重線というような、ちょっとした工夫で非常によく分かるのではないかと思いますので、その辺りは今後、資料をつくる段階で工夫をしていただければと思います。

現状認識のところは、先ほどから言っておりますように、少しまた作業を加えさせていただきますが、「めざすまちの姿」で何かお気付きになっているところがございましたら。はい、どうぞ。

委員

2点、ちょっと確認したいんですけれども、6ページのところで、現状認識の囲いの中で SDG s の話が出ているんですけれども、ここでは、あえて「行財政運営」だけのところで、その記述があるんですけれども、これから、いわゆる行財政運営のみならず全体的に、市においては、やっぱりこの理念は取り入れていかなければいけないと思うんですけれども、あえて、ここに限定されていいのかということが一つ。

もう1点、7ページ、第1部会の方で土砂災害の話に関して、この1から7

の中の「河川・水辺空間」という中で入れられていますけれども、この他に何 か枠組みを設けられないかということで、ご検討をお願いしていたんですけ れども、それに関して、どういう結論になったかということ。結論はこうでし ょうけれども、ちょっとお聞かせいただきたい。

事務局

まずSDGsにつきましては、17の目標というものが掲げられております。ジェンダーの問題から環境の問題、幅広く、国際的な目標ということで掲げられております。ここの都市経営の分野というのは、各分野に共通する視点ということで盛り込むところになっておりますので、SDGsについては、よく環境の分野で注目されているところはございますけれども、各分野に共通する視点ということで、この都市経営の中で位置付けをさせていただいたということでございます。

「河川・水辺空間」については、前回、部会のときにご指摘をいただいたき内部で議論致しました。土砂災害対策につきましては「砂防法」という法律がございまして、主には国や県が所管になっておりますので、ハード対策なんかは国・県が中心ということになってございます。もちろん市の中でも、ハード対策を含めてやっていく部分というのはあるんですけれども、施策分野の名称として、例えば砂防といった言葉を入れるのは、なかなか難しいのではないかという話がございました。

また、それ以外の表現はないのかということで、いろいろ検討はしたんですけれども、適当な言葉がなかなか見つからなかったということで、「河川・水辺空間」という名称にさせていただいたのと、あと、新たにその分野に柱を立てるというのも、なかなか難しいところがありまして、現状のようなかたちになってしまいました。申し訳ございません。

委員

分かりました。

会長

はい、どうぞ。

委員

私も、一つ目に質問をされたところが、ちょっと引っ掛かっています。「行財政運営」、現状認識黒丸の④の中でSDGsが語られているのです。これは国連サミットで採択され、日本でも積極的に取り組もうというものなので、もう少しランクを上げて、ちゃんと宝塚市は取り組むのだということが表に出るようなかたちにした方がいいと思います。行財政運営の中でかたるのは違和感があるというところです。

委員

だけに絞るという。

委員

ええ。

委員

私たちも、いま一市民として、子ども食堂、地域食堂などに関わっているんですが、その中でも当然、そのことに関しては意識しています。子どもの分野、健康の分野も、委員も委嘱されているんですけれども、一緒に、市民はすでに、

委員のところもそうですよね、取り組んでいるので、行政が、その市民の動き を先取りされた方がいいかと思います。一生懸命、取り組んでいますので。

会長

私の方からも確認なんですが、いま総合計画をつくり直しているところは、ほぼ全て、それぞれのページに、ここは 17 の S D G s の項目の中のどの分野に対応しているかということの、いわゆるアイコンマークが付けられていくんですけれども、今回の宝塚市の見直しの場合も、そのようにそれぞれのところにマーク、アイコンが付いていくのでしょうか。

事務局

現時点では、総合計画の中でSDGsとの関連付けみたいなところまでを書き込むというのは、事務局では考えていなかったのですが、ただ別途、総合計画ができたときにSDGsの17の目標と、総合計画のどの施策が関連付いているのか、ひも付いているのかというところの整理はしたいとは考えておりました。

会長

なぜ、そういう確認をさせていただいたかというと、そういうデザインをするのであれば、初めのところで書けるんですね。SDGsが全ての分野にわたって持続可能な社会づくりのために、いま世界中で動いていますと。それを受けて、この総合計画の中身を対応付けてやるために、それぞれのところにアイコンが付いていますというような書きぶりが、もしそういう態勢であれば一番最初に出てくるんです。そうでなければ、どこに書くのかというのを、また悩まないといけないので、その辺りも含めて少し、また継続して議論をさせていただければと思います。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

7ページの、僕たちが議論したところではないんですけれども、上の4番「土地利用・市街地・北部整備」の項目と関連するところというか、西谷の人間は、この中で僕だけだと思うので、ちょっとお話をさせていただきたいんだけど、一番最初の全体会のときにも少しお話ししたと思うんですけど、下水道の問題です。現状認識の8番に、適正に処理されているという項目も入っているんですけれども、西谷の下水道問題が、第1部会の方で議論はされましたか。していないと思います。

委員委員

たぶんそうだと思うんです。街の人は、西谷はもう、前も話をしたけれど、 宝塚市内であるので下水道は通っているという認識があると思うんだけど、 実はそうではなくて、合併処理浄化槽という個別の浄化施設で処理をしてい るわけです。その代わり都市計画税が、たぶん入っていないと思うんですけれ ども。その辺の、現状認識のところでもいいと思うんですけど、それで対処し ているというようなことを周知しなかったら、いつまでたっても西谷の人間 は下水道が通らないという認識である。

もう一つ、西谷の住環境として、水洗トイレでなければ、やっぱりいまの時

代は、ちょっとしんどいと思うんです。移住を促進するとなったときに水洗トイレがない。それから、店舗とか事務所系列には浄化槽に対する支援がないと思うんですけれども、その辺も含めて、ちょっと何か議論できるような場をイメージとして入れていただいた方がいいと思う。

何せ、年がいった人は下水道を通せ、通せです。でも僕は合併処理浄化槽でいいと思うんです。維持管理についても、例えば下水道施設よりも、やっぱりお金が少しかかるのは事実です。支援があったとしても。そこら辺のところを、ちょっと分かりやすく、宝塚市はできているんだというようなイメージを出す。1%の人間ですけれど、どこかへ入れていただければと思います。

会長

おそらく基本計画レベルのところで、各地域の状況に応じた適切な排水処理という項目で書いていただけるんじゃないかなと思いますので、基本計画部分で、またご検討される際には、先ほどのご意見を参考にしていただければと思います。

委員

それに関して、地域ごとのまちづくり計画の中には、西谷としては、そういうのは入れられていますか。といいますのは、地域ごとのまちづくり計画の中の地域の将来像と、それから基本目標に関しましては構想に反映されていくわけですよね。ですから、そういう観点からいくと、いま期せずして基本計画の話になったんですけれども、構想部分の要件を西谷のまちづくり計画の中に、そういうものが書かれていれば、それをある面で構想の部分に反映していったらどうかなと、いまお話を聞いていて思ったんですけど。

委員

僕が入っていた部会は、それを議論するところではあまりなかったので、あれですけれども、自治会レベルでは、その要望は常に上がっているんじゃないかなと僕は思うんです。

会長

さっきの委員のお話は、まずは西谷地区でまちづくり計画をお作りの中で、 そういう排水処理の問題を、どのように地域として一丸となって取り組んで いくのかということを、そちらの方でも議論してほしいという投げ掛けだっ たと思います。

委員

私も同じように考えました。まちづくり計画を、それぞれのまちづくり協議会で協議されて、それこそ市の室長級さんたちが入って協議されているというふうに聞いていますが、その中でも当然、西谷のまちづくり協議会でも大きな議論になっているはずじゃないかなと、いま聞いて思いました。

この間、第1部会においては、こちらの古い方を見ていただいたら分かるんですが、古い方の同じく7ページ、現状認識のところに、引き続き安全でおいしい水の安定供給と適正な下水処理が必要であるというふうに、ざくっと書かれているんです。それが今回の方には、「上下水道は、市民生活を支える重要な」という、こんな立派なこの項目に変わっていまして。でも私たちの議論

には、水がおいしいか、まずいかというような、ちょっと低いレベルの協議し かできていませんでした。西谷の下水に関してまでは、ぬかっていました。

委員

今日、配布されています8ページの「めざすまちの姿」のところで、四つ目の「誰もが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で包括的な支援が受けられる体制が整っている」というのが、めざすべきまちということで挙げられている中で、たぶん一般市民の方々にとっては、包括的な支援という意味が分からないというのがあるので、その注釈を入れた方がいいのかなというのが1点。

であれば、その現状認識のところに、この包括的な支援体制が必要な理由というのが何も書かれていなくて、現状は高齢や障碍(がい)の方々の世帯を支援していくのが非常に難しくなってきているから、こういう包括的な支援体制が必要だということは、各現場の方々は言われているわけであって。

あとは、障害者手帳所持者の方々が高齢になっていったら介護保険の申請手続き、介護保険が優先になりますので、そういう状況になったときの移行というのが簡単にいっていないということの中で、包括的な支援体制が必要だということが言われているんですが、現状認識の五つの項目の中では、どこでも読み取れないことがあります。

上の「めざすまちの姿」は、医療の関係を特化されるということで、説明は 分かりましたので、もしそこに包含されているというふうなことで、包括的な 支援体制のことになるのであれば、現状認識のところに、そういったことの現 状を取り入れていただけたらと思います。

会長 委員 ありがとうございます。「めざすまちの姿」、他はございますでしょうか。

9ページの人権のところで、一番上の1番、項目で「人権・同和・男女共同参画」という言葉になっているんですけど、例えば同和とか男女共同参画とかいうようなイメージの内容が何も入っていないのに、この項目として「同和・男女共同参画」という言葉は必要なんでしょうか。具体的な項目に入ってくるということですか。人権だけでくくってしまうのは駄目なんですか。

委員

もちろん、人権の中に部落差別とか女性差別だとかという部分が入るんですけれども、特に、これは行政の課の名称とか、他の計画との関係があるのかもしれないですけれども、人権問題と全てにしてしまうと、特にここは解決したい問題だという注目度が薄れてしまうということがあるので、併記して表すことは多いと思います。

子どもの権利というのも、べつに人権なんですけれども、あえて、それが挙がっているのと同じじゃないかと。特に、ここに名称として挙がっているのは、 宝塚市がこの人権問題については特段、解決の方向に力を注ぎたいという意 志の表れではないかと。 委員

僕が思うのは、だから、これを残しておくのであれば項目の中に、やはり同和という言葉であったり、部落差別でも僕はいいと思うんですけれども、外国人差別もあるかもしれないですけれども、その辺の言葉を何か、丸で入れるべきではないかなと思うんです。

委員

白丸に。

委員

はい。

委員

後で調整していただければいいと思うんですけど、例えば(4)の場合には、 上のところにある「人権・子ども・教育」というテーマですね。下の方の黒丸 の①が、人権に該当していて、②の児童福祉のところが子どもで、③、④は教 育という分野に入ってくるんですよね。結局、それぞれがまた、さっき言った 基本計画が、この下にぶら下がる。

だから、この左の丸の書きようは、人権とくくったことで全て、人権には他にも同和とか問題はあるんだけど、人権とくくった表現として、この丸であるというふうに理解ができるかなと。その辺は、だから、後でまた整理してもらえばいいのかな。

もう一つ、いま気が付いて申し訳ないんですけど、私は人権審議会に入っていまして、人権の条例をつくり替える、計画をつくり替えるときに、この同和という言葉が問題になって、委員会の中では、いまは同和という言葉ではなくて部落差別という言葉を使っていると。法律もそうなっているので、それまで同和と書いていた計画を全て部落差別と、はっきりした言葉に書き換えろということが論議されて、計画を書き換えたんですね。だから、この同和という表現も、もう一度持ち帰ってもらって検討していただければと思います。

会長

先ほど委員の方で整理をしていただきましたけれども、行政の立場だけではなくて、やはり人権的にいろんな課題を抱えていらっしゃる当事者の方々が、どのように書き込んでいただきたいかというところもあろうかと思うんですね。そういう意味で、ここをどのように残す、残さないという議論。あるいは、先ほど委員がおっしゃったように、この三つを並列で書くのであれば、左側の部分にも、こういう特徴的なものを書くのかどうかというご議論がありました。

私個人的には、こういう非常に大きな話で、全ての方々への目配せをしているんだということの方が、より、そのめざすべき方向としてはいいのかなという、個人的な意見なんですが。その辺りも含めて、また事務局との調整をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

いまの9ページの2番目の丸で「子どもの権利が守られ」というところがあるんですが、先ほどの説明では、子どもの意見を取り入れるというのが、これに変えられてしまったんですけど、子どもの意見を取り入れるというのと、子

どもの権利が守られるというのは、まったく違う言葉で、まったく違う意味を持っているのに、それをそっちの意見で全部、大きくやっているからいいじゃないかというので、なくなってしまったんですけれども、これは認識が間違っておられるように私は思いますので、そこのところを、ちょっと考えていただければと思います。

事務局

子どもの意見表明というものが「子どもの権利条約」の中で権利として定められておりまして、それ以外の子どものいろいろな権利もございます。それらも含めて「子どもの権利が守られ」という表現にさせていただいたということでございます。

委員

市民の立場から言うと「権利が守られ」というのは当たり前のことなんです。 虐待や、殺されたりというふうなイメージになってしまいますので、子どもの 意見を取り入れというのは、まったく違うもので、その中に入っていようと、 やっぱり必要じゃないかなと私は思います。私が思っているだけで、皆さんは どう思われるかどうか知りませんけれども。

会長

いままでのご指摘を再度整理しますと、おそらく基本計画レベルで書き込む方がいい内容も幾つかいただいていると思うんです。基本構想というのは、かなり大きな方向性を示すというレベルになってしまっていますので、これも足らない、あれも加えろという話は当然出てくると思うんですが、一度、基本計画の書きぶりを見ていただいて、再度この基本構想を見ていただく中で、どうするかという調整も図らせていただきたいと思いますので、そういう意味で、もう少し、この基本構想レベルの話を、しばらく基本計画の策定と同時に検討させていただく方がいいのかもしれませんので、またその辺りもよろしくお願いします。

委員

いまのように委員に対して事務局が、「子どもの権利条約」の中に、こう書いてあるからこれにしましたというのは、読んだ人は分からない。これしか分からないから、そういう考えで、そういう表現であれば、ここも、もうちょっと分かりやすい表現でないと市民は、じゃあ、それを取り寄せて、それを確認して、ああなるほどと思うような、そんな手続きを踏まないといけないような内容だったら具合が悪いんじゃないかなと思います。

委員

「子どもの権利条約」は、もう 20 年ぐらい前、もっと前かに、国連で批准、日本が取り入れたものですよね。それが日本社会には、あまりなじまないということで全然浸透しないと。やっといまになって、暴力沙汰がどうのこうのという話になってきているけれども。その「子どもの権利条約」というのを、もう一遍しっかり見直すというようなところをクローズアップした方が、いまの言っておられることが周知できるのではないかなと思いますけれども。

委員

宝塚市には子どもの条例はなかったですか。

事務局

「子ども条例」がございます。

委員 事務局 その中に、そういうのも含まれていないんですか。条例しかないんですか。 「子ども条例」の中では、子どもの社会参加という柱があって、その中で意 見表明に関する規定はございます。

委員

条例にもある。だから、その条例も、そう昔じゃなくて数年前ですね。5次総合計画の中でやったんだろうと。実感的には。だから現状認識では、子どものそういう条例がありますというようなことも書いておいたら、いいのかな、分かるのかなという気がしますけれども、後でまた5次総合計画がどうなったかというのが出てくるので、会長がおっしゃったように、ここはこれで過ごしておいて、もう一遍、基本計画を練って戻ってきてもいいんじゃないかと。条例があるということも頭に入れて。

会長

総合計画審議会は、このような状況になりがちなんです。というのは、全ての分野を検討しますので、それぞれの分野ごとの、こういうこともあるんじゃないかというご議論があるんですが、もう一つ、私たちが注意しておかないといけないのが、各分野ごとの審議会もあるし、各分野ごとの基本計画もあるわけですね。

そういうものと、この総合計画を、どのように役割分担していくかというところもないと、ここで全ての分野を細かく審議するわけにもいきませんので、その辺りの、いわゆる基本構想があり、基本計画があり、そして各分野のマスタープラン、基本計画があるということを、しっかりともう一度、ここでも書き込んでおかないといけないですし、われわれも、その辺りを議論の中でしっかりと持っておく必要があるのかなと。

ですので、特に基本計画レベルで、もう一度その議論をさせていただくときに、この辺りは分野ごとの基本計画の中にしっかりと書いてあるので、その中の、ここを今回の総合計画の基本計画に持ってきましたということを、部会の中でもしっかりとご説明いただければ、すっきりするのではないかと思います。今後の部会審議の中でも、その辺りは、われわれも含めて整理をさせていただきたいと思います。

委員

「子ども条例」の内容について、ここで審議する必要はないと思いますが、でも知っておく必要はあるかなと思います。例えば民生委員でも毎回「児童憲章」というのを唱和するんですが、その中には、子どもはよい環境の中で育てられるとか、社会の一員だとか、人として尊ばれるとか、この3項目を唱和するんです。それに対して15の文言が下に並んでいて、その中から、この三つを読むんですけれども。

今回、連合会では、この「児童憲章」、何年前に作成されたか、いまは資料がないので忘れましたが、ずいぶん長いので、下に書いてある 15 の項目につ

いて検証しようという話が持ち上がっていまして、私たちも、やっぱり新しい もの、いまの時代にそぐうかどうかを、子どもの環境のことを一緒に考えてい く組織として、その必要を感じています。

そういったことも私たちは感じているので、行政も私たち委員も、ここに座る限りには、そういった条例があったら、今日早速その条例を見てみるという動きも大事じゃないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。時間的に、もうすでに 30 分遅れになっておりまして、ちょっと次に。はい、どうぞ。

事務局 冒頭に説明させていただいたのですが、「人権・同和・男女共同参画」の施 策分野を、いま「人権・子ども・教育」の分野の中に位置付けられております けれども、都市経営のところに位置付けるべきかどうかというところについ て、少しご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

会長 いまから投げ掛けようと思っていたところです。いかがでしょうか。はい、 どうぞ。

委員 私も人権擁護委員をやっていたんですけど、人権は守備範囲がものすごく 広いので、労働組合の団結権まで人権の範囲になってしまいます。戦争もある し。そういう意味では都市経営に、全体を束ねたところに置くというのは、それはいいんじゃないかなと私は思います。

委員 私も、この第1部会にいたとき、それから子ども審議会に関わって、こちらに来させていただいているので、この中だけに人権、それから男女共同参画が入るのは、少し矮小化されているなとは思います。ただ、この右側が、主に市役所の所管課に関わるところの分け方で、市民も見るけれども、お役所の方も、これは自分のところが特にしなきゃいけない仕事なんだなと、この下の計画を実施されていくという整理が割と多いので、ここに入ったのかなと。

ですから、できればどちらにも入れるというようなかたちで、先ほどのSDGsもそうでしたけれども、全体に通底するものとして人権があったり、持続可能な社会があるという構造にするのがよいのではないかと感じます。

他はいかがでしょうか。

会長

委員

私も、いま皆さんが言われるように、項目的には、あまり特別に部落とか、 そういう言葉は入れなくていいんじゃないかなというふうに思います。私は 明治生まれのおやじからよく言われたんですけれど、「おまえな、戦後、新平 民いう言葉があるんだぞ。それを分かっているか。だから、それは一切言うな」 ということを私は言われておるし、だから、いま若い方は、そんな言葉があっ たということも知らないと思うんですけれど、そういう言葉を出す必要はな いと私は思います。

会長 先ほど委員がおっしゃったように両方を工夫してみるというところも含め

て、少し部会長である私と委員、そして事務局にお任せいただけますか。ここ にある意味というのも当然あると思いますので。逆に、前に持っていくと他の 項目との横並びの関係を再調整する必要がありますので、その辺りはまたペンディングで、事務局と両部会長で議論させていただきましょう。

先ほども申し上げましたように、まだ三つほど議題が残っております。はい、 どうぞ。

委員

押しているところを申し訳ないんですけれども、9ページの「人権・子ども・教育」のところと、11ページの「観光・産業・文化」のところで思ったことを申し上げておかなければと思って申し上げます。まず11ページのところで、「めざすまちの姿」の下から二つ目に「文化芸術と福祉や教育、産業などとの連携が進んでいる」とうたっています。

ここに集約されているので、もうオーケーということも、もちろん言えるんですけれども、9ページのところで、やっぱり子ども・教育といったところと文化芸術ということは一体で考えるべきだなと。つながり、関係性があるなということを出すために、例えば上から三つ目の丸のところで「豊かな自然や文化」で止めていますけれども、これを「文化芸術」としてはいけないのかなとか。

あと、やっぱり社会教育の部分で、もちろん現状の認識から来ているとは思うんですけれども、スポーツを特に取り上げてあるんですけれども、そこの学びであるとか、お年を召した方の学びみたいな、そういうところにも文化芸術というものが関わってきて、そういう文化芸術が人の豊かな生き様につながって、それがまちをつくっていくという、そういう考え方でいけば、文化だけじゃなくて芸術という文言も、こっちに入れていただくわけにはいかないかなと思いました。

ただ、もちろんシンプルに骨子をうたっていく部分で、こっちには入れなくても、11ページの方に入っているので、これでいいじゃないかという考え方もあるとは思うんです。

会長

まだ、さまざまご意見があろうかと思いますが、またその辺りは個別に事務局の方にお届けいただいて、中間の取りまとめとして、どのように反映させていただくかというのは、部会長である私と委員にお任せをいただいて事務局と調整することにさせていただければと思います。

先ほども申し上げましたように、基本計画の議論の中でも再度、この基本構想部分の書きぶりを調整することもありということが、事務局の方からも説明がございましたので、仮の締めとして、中間答申としてまとめさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、先ほども言いましたように、個別にまたご議論がありましたら事務局の方に、ぜひお届けいただい

たらと思います。

議題2 基本計画の各論の様式について

会長 では先に進ませていただきまして、議題の2、基本計画の各論の様式につきましては、これも事務局から説明いただきたいと思います。よろしくお願いし

ます。

事務局 (資料説明)

会長 今回、様式ということで議論していただいて、お認めいただく中で、各部会 での資料をそれぞれの部署で作成していただくことになろうかと思いますが、 いかがでしょう。何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

委員 この矢印が上を向いたり下を向いたりしているのは何ですか。

事務局 これについては、指標の数値を上げていくのか、下げていくのか、指標によって、そこの方向性が変わってくるということで、上げる場合には上向きの矢印、現状維持であれば横向き、下げるのであれば下向きというようなかたちで、めざすべき方向性を示す矢印になります。

委員 はい、分かりました。

会長 他はいかがでしょう。はい、どうぞ。

委員 すみません、本質的なところではないのですが、今回の基本構想も、今回の 資料4も、両括弧の数字が多用されていています。使い分けをしていただいて、 統一をしていただいた方が、ぱっと読んだときに見やすいと思います。

会長 他はいかがでしょうか。では、この様式に沿って基本計画を準備していただ きたいと思います。

議題3 第5次総合計画 後期基本計画 評価検証について

会長 それでは議題の3番です。第5次総合計画後期基本計画の評価検証についてということで、これはかなりページ数が多いですし、今日お渡しいただいてということになっておりますので、この辺りも、また具体的には、関連するところを各部会で、その評価検証もしていただきながら基本計画部分を議論していただくことになろうかなと思いますので、今回は、どういうことが書かれていて、どういうところの視点で見ていただきたいかということを中心に資料をご説明いただいたらと思います。よろしくお願いします。

事務局 (資料説明)

会長 今日は、かなり時間も限られておりますし、さらに、これだけの人数になり ますので、なかなか意見も出せないということも踏まえて、この辺りは部会で、 それぞれの分野ごとの議論の中で評価検証をさせていただいたらと思います ので、今日は説明を受けたということで留めさせていただきたいと思います が、よろしいでしょうか。

私の方から一つだけお願いしたいのは、先ほど資料4で基本計画を示していただきましたけれども、ここで現状と課題が書かれていくわけですけれども、当然PDCAを回していくという意味では、この評価検証シートに書かれた成果、今後の課題というもののエッセンスを、ぜひともこちらの基本計画部分の現状と課題につなげていく姿勢を取っていただければ、より分かりやすくなるかなと思いますので、各部署で基本計画を書かれていくときは、ひとつご留意をしていただければと思います。よろしくお願いします。

委員 資料はすごくいいんですけど、事前に送ってもらって読み込もうとしたときに、いま説明は大まかに三つ、種類がありますよね。個別にまとめたものと全体をまとめたものがあって、それから、15ページが、また個別に。それぞれが何を表現しているのか、ちょっと一言、冒頭に書いてほしい。書いてほし

るんだろうかと。

目次から考えたら、これはここかなと読み解くのに非常に苦労するんです。 つくる側が、こういうふうにつくったという意図が分かれば、すっと入ってい けるんですけど、受け取る側は、これが3種類別々に、ポイントがここを読ん でというのを頭にちょっと入れてもらえたら読みやすいんですけど、読みこ なすのに苦労します。

いというか、できたら、この資料を読み込むときに、この資料は何を書いてい

会長 先ほど事務局からご説明いただいたものをA4の1枚で、もう一度、こうい うように読んでくださいということで説明していただくといいということで すので、よろしくお願いします。

委員 すみません、しつこいようなんですが、さっき子どものことについて議論されたと思うんですが、基本構想の中間答申案の中の9ページの「子どもたちの生きる力が育ち…」というところに、やっぱり子どもの人権という言葉がなくて、権利が守られるというのは人権ということなんだろうと思うんですが、子どもの人権というところをどこに入れたらいいのかというのを、また次回でもいいので考えていきたいなと思いました。ちょっと子どもとか人権という取り上げ方が、ここだけでは足りないような気がしました。

会長ありがとうございました。

議題4 総合計画における「地域ごとのまちづくり計画」の記載内容について

会長 では続いて、議題4、総合計画における「地域ごとのまちづくり計画」の記

載内容につきまして、これもまずはご説明いただければと思います。よろしく お願いします。

事務局 (資料説明)

事務局

委員

委員

会長 まちづくり協議会の代表者交流会で、早速議論をしていただくということ もありというところですが、いかがでしょう、何かご質問、ご意見、ございま すでしょうか。

委員 これまで、まちづくり協議会の代表者交流会で都度、計画の進行状況が確認 されていると思うんですけれども、このA案、B案というのは、だいたい収ま りそうなんですか。だいたい、こんな方向でまとめているのか。私も関わって いますけど、私のところではA案がぴったりだと思うんですけど。

その辺りは、各地域によって項目の立て方とか、書き込む内容も、かなり地域によって違いがございます。B案の方が書きやすいという地域も実際にはあるということも考えられますので、なかなかどちらかというのは難しいかも分かりませんけれども、A案であれば、決められたことを書いた後に自由に書いていただけるスペースということになっておりますので、事務局としては、A案の方が作業をしやすいのではないかなというふうに考えております。確認したかったことは、例えばAもBも合わないよというような、Cとかと

確認したかったことは、例えばAもBも合わないよというような、Cとかというまちづくり協議会が出てこなければいいのだか。全然違う様式だよということになると時間がかかるかなという気もするんですけど。それは、ここで心配しても仕方がないので説明していただければと思います。

それと、ちょっと細かいことですけど、どっちもそうですけど、留意事項で三つ書いていますけど、最後のフォントとか大きさ、書式は変更しないでと書いてありますけど、これを統一する必要が最終的にはあるんですよね。字体なんかは。だから、むしろ変更しないでということ、各まちづくり協議会も、どんなパターンでもいいよということじゃなくて、何かここは押さえておいた方がいいんじゃないのかなと。例えばMS明朝にしてくださいとか、大きさは12とか11とか。その方が後で統一しやすい。そこも検討してもらえたらいいと思います。

事務局 分かりました。

会長ありがとうございます。はい、どうぞ。

一小校区のまちづくり協議会は、ほぼB案に適していると思うんですけれども、実際、文字数が、うちは文章を書くと絶対に分かりにくいということで 箇条書きで全部やっていっているんですね。というところになると、175 文字 以内とかで、ここの1から6が、だいたい将来像でも10の将来像がいま挙がっていまして、基本目標としては4項目を箇条書きで入れていっているので。 なんとなく、この1000文字以内とか、文字数を削られてしまうと言いたい ことが言えなくなったりするところもあるので、さっきの委員の意見なんですけれども、文字数の限定をされちゃうと、すごく書きにくい。全部変更していかないといけないというところがあるかなと思うんですけれども。

委員

中間のものを見させていただいて、各まちづくり協議会の書きぶりは違うんですよね。いまおっしゃったようなかたちの中で、この1ページになかなか収まらないところもあるんですけれども。それが今回、総合計画の中に入れていく中において、じゃあ、各まちづくり協議会がそれぞれ何ページでもいいかということになると、ちょっと。

委員

1ページです。基本的には1ページです。

委員

だから、そういう観点で1ページに収めているというかたちで一応。いまここで議論していただくのは、ある面で、その作業時間が、もう全部出来上がってしまってから、もう一度こういうふうに直しましょうというかたちになると大変ですから、一応、独自に持つものと、それから総合計画に記載するものとを二つのパターンでつくる。

だから、最初からこういう想定でつくっておられるところは簡単ですけれども、これに収まらなければ、そこはあらためて、このフォーマットに収めていくような書き方をしていただこうということで、今日ここで出て、1月の代表者交流会の中で説明していくというご予定ですね。ですから、それこそ、もう一遍リライトしなければいけないところも出てきます。

委員

実は一小まちづくり協議会なんですけれども、うちは、いま委員が言ったようにB案の方で、たまたま、まとまっているんです。それを校区の住民に周知する必要があるということで、もうこのフォーマットで、いまの計画では年末から年始にかけて、もう今日の夜にその会合がありますので、それでまとめてしまって、実は校区住民にネット配信プラス、各種団体、自治会さんに回覧する予定なんですね。

なので、ちょっと、その辺のフォーマットおよび内容が、代表者交流会で1月8日に決まってとなると、こちらの方の予定も、またそれに合わせて内容も変えないといけないということが起こってきますので、できれば、その時期というのか、いまつくっているところで住民に周知していただく、そのタイミングを提示していただけた方が。

会長

資料3の1ページ目をご覧いただいて、上に図がありますが、市役所の想いとしたら、地域の将来像、基本目標の部分を総合計画に位置付けたいということで書かれていますけれども、この各地域でつくっておられるまちづくり計画を、そのまま総合計画に、いわゆるコピーで持ってくるということなのか。

その書きぶりはそれぞれ 20 のまちづくり協議会で自由に書いていただいて、 将来像と基本目標部分をもう一度、統一フォーマットでこちらの方に書き直 してもらいたいと。だから本体と基本計画に載っている、総合計画に載っている部分というのが1対1対応でなくてもいいよというようなことを想定されているのか。これによって次の議論が違うんです。その辺りはどうなんでしょう。

事務局

あくまで地域でつくられるものを、この総合計画の様式で縛っていく、制限をしていくということは考えておりませんので、地域でつくられる部分については地域でいいようにまとめていただければと思います。いまご議論いただいているのは、総合計画にどういうかたちで載せるかという議論になります。

それと、様式B案ですけれども、175 文字以内とか、1000 文字以内という ふうにしていますけれども、ここは地域によって、将来像のところをもう少し 盛り込みたいということもあると思いますので、そこは1ページに収まるようなかたちであれば、例えば基本目標のところをもう少し圧縮して、将来像の ところを、より書き込んでいくというようなところは、各地域でご判断いただいて差し支えございません。

委員

ということは、個別につくったものはそのまま置いておいて、将来像と基本 目標だけは、そのエッセンスを1ページの中にまとめればいいということで すね。そうしたら、たぶんつくりやすいです。

委員

私も代表者会議に出ているので、いま進めているんですけれど、基本的な流れとしては、これでいけると思う。問題は、A案にするか、B案にするかについては代表者会議で、20の代表者会議がありますから、そこで意見を出してもらって、われわれで、ここでこういうふうに決めたよというようなことを言ったら、なんで、代表者がそこまでするんだと言われるから、それは今回の市民協働推進課とさせていただいている1月8日に、その方向を決めるから、その時点で決まった方向性でいけばいい。

ということは、二つの案を出すよということであればそれでもいいし、どうしても、一つにまとめるよということであれば、その方向にして、いま委員が言われたように文字数を、上を 175 文字じゃなくて、それを 500 文字にして、下を 500 文字でもいいかもしれませんけど、それについては今日ここで意見しなくていいかなと思うんです。

ということは、まちづくり計画のつくり方について、代表者会議で、去年われわれは1週間くらいで、この内容を確認してくださいと。それで、どうするかということをやったので、それだったらもう考える必要はないと。取りあえず、われわれは、われわれの考え方で、うちのコミュニティはつくろうということで、いまは進んでいる。それに基づいて、その方向にまとめていっていますから、それは、そこまで心配する必要はないかなと。だから、われわれの審

議会で、この内容についてぶつぶつ言う問題ではないと私は思います。

委員 確認なんですけど、地域でつくられた計画は、もちろん本体はそのままでいい。それはすごくよく分かって。でも総合計画に載せるときには市の方で統一するということですか。ではなくて、そのまま載せる。

事務局 いまお示ししておりますA案かB案か、どちらかに統一していただいた上 で。

要するに、周知されるわけですよ。でも本体を見たら違う様式になっているわけです。それって周知する意味があるのかと。普通の人は、ぱっと見て違ったら、これは違うなと、見ていたやつと違うなと思うだけなんですよね。だから、べつに一緒にしなくても、1ページに収まるなら、それぞれにやったものをそのまま載せて、できるだけ書いた人が、ここに載っているわと感覚的に分かるやつの方が、今回こういうふうに頑張った成果として、とてもいいのではないかと。統一していることは、あまり大したあれじゃなくて。

プラス、こんな短い期間に精度の同じものが出てくるとは到底思えない。い ろんな熟度というか、プロセスがあったと思うんですね。それが、できるだけ 分かった方がいいと思うんです。役所の人、あるいは市民の皆さんが見たとき に、これがどういうふうにできたというドラマ性でもって、読み方が変わって くると思うんです。

基本構想の他の市役所がつくっているのと同じ乗りで来ると、同じように見ないんですよね。でも地域ごとのまちづくり計画のところは、苦労したプロセスとか、実はまだできていない、実はコンサルに全部書いてもらったみたいなのもあると思うんですね。どこがそんなことをしたって、そんなのは要らないけども。そういう、いろんな喜怒哀楽が分かるものを何か付けて、この地域計画が入った方が絶対に。

今回この計画がオーソライズされるということの意味と、ちゃんと計画に載せて、どういうプロセスで載せたかということが、以降、市役所の人がどれだけそれを真剣に読むかということと、市民の皆さんも、こんなに本気でやるんだったらやろうかなと思わせる、そこにプラスがあると思うので、できればそういう。誰かを傷付ける、そんなのは全然要らないので、苦労のプロセスが分かる何かを入れていただいて、どういう市役所の人が入った、何回会議をやった、こういうプロセスでこれが出来上がりました、実はこれだけじゃなくて、こんなにたくさん作業をしていたんだよというものが分かった方がいいなと。

委員 いまのお話というのは結局、本体部分に全部入っているんですよね。

委員 はい、入っています。

委員

委員

ですから、その中のエッセンスというものはここに載せて。前は、ある面で 出したものが、市の方でつくられたんです。でも今回は、自分たちが書いたや つが、そのまま載ると。そうすると各まちづくり協議会の書きぶりが違いますと、結果的にはページが増えたりなんかしますから、ですから本体は本体として残しますけれども、エッセンスをここに。

この中で、どれだけの想いを地域が書くかというところもあると思うんです。ですから、これを見て、もっと詳しいことについては、こっちを見てくださいよということもあるじゃないですか。総合計画の中で書き切れないこともあるけれども、実際は、こっちの本体に書いてあります、そこを見てくださいというのも一つ。

委員

要するに前半部分で言いたかったのは、周知される、その資料とまったく同じものが載った方がいいと言いたい。普通の人は、ほぼすらっとしか見ていないんですよ。ずっと見る人なんて、いて 20%ぐらいなんですよ。80%は見ない。でも、前に見たら同じだなというのは、なかなかいい刺激だと思うんですよ。

委員

ですから、そこのところは、ある面で、このエッセンスの書き方と本体の整合というのは、各まちづくり協議会でどう書くか、各まちづくり協議会の書き方だと思うんです。

委員

なるほど。まちづくり協議会の方のあれでいいです。

会長

もう一つ、整理しておかないといけないのが、これをどなたかが書かれるわけですよね、地域の方が。そのときに、やはりきちんと、うちはこういうように総合計画に載せますよというところも意見をくみ取っていただいて、オーソライズしておかないといけないと思うんですね。それができれば、先ほどの委員のお話はクリアできるんじゃないかと思うんです。本体はこうなっていますけれども、総合計画には、こう載りますよと。それでよろしいですねという周知をきちんと図っていただいたら。

委員

総合計画の、例えば20ページなら20ページを割いてといいますけれども、 その頭のところで、さっきの計画の取組についてのあれが書かれていますよね。この代表者交流会でも、要するに計画はつくったけれども、やっぱり2度の失敗です。3度目です。3度目の失敗はなくしましょうというかたちの中で、じゃあ、どう、その計画を推進していくためにチェックをしていくか。地域もチェックをしなければいけないし、行政側もチェックをしなければいけない。 その議論をしていたんですよね。

ですから、そういったものも地域ごとのまちづくり計画のページの冒頭のところに、市としての取組、地域としての取組についても、ちょっと方針を書くと、いま会長が言われているように、要するにつくりっぱなしじゃないよというかたちのものを冒頭のページに入れたらどうかなというアイデアなんですけれども。

委員

そのときに、委員がおっしゃったような内容は、初めてまちづくり計画が総合計画に載るんですから、そのまちづくり計画の部分の頭に、これは本体があって、エッセンスを書いているという説明も盛り込んでおいたらいいと思います。後でまた論議があると思います。

会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

委員

いまいろいろとお話しいただいているんですけれど、基本的に、各まちづくり協議会がつくっておりますのは、NPO法人の方から来ていただいて、指導いただいていると。もう一つは、市の次長級というか室長級の皆さまが各コミュニティに行っていただいて、おかしなところは、そこで「ここは違うよ」と方向性をまず出していただいているし、この部分の書き方でいいのかとかいうことについては、われわれとしても、まちづくりの代表のかたちとしてさせていただいているから、それについては、細かいことは。

もう一つ言うと、まちづくり協議会ごとに自治会に全体の内容を報告するか、それとも、そうじゃなくて好き勝手な人が言えばいいというかたちにするか。それは、その自治会の感覚であって。

もう一つの問題は何かというと、まちづくり協議会は市の住民は全部会員ですと言っている。だけど基本的には、自治会によっては、会費を出していないのに、なんで細かいことを教えるんだと。それならホームページで見ればいいと、そういうことを言う人が、はっきりいるんですよ。その中を、どうまとめていくかというのは、やっぱり会長としては、それだけの労力がかかっているし。

言いたいことは言ってもらえばいい。だけど、そうじゃなくて、全体的にここまで、やっぱりわれわれも苦労して、委員はまちづくり協議会代表者交流会の座長もやっていただいていて、いろいろまとめていただいているから、それに基づいて、われわれもさせていただいているし、そういうことは、やはり苦労は苦労なりにしているし、それだけのものは市民に対しても一応分かっていただくようにする。

だから、まずアンケートを採って、アンケートをまとめて、こうですよと。これについて、こういう意見が出ましたから、これでしたら住民の方、どうですかということを出している。それをもとに最終的にまとめて、今度は1月15日に、うちの場合ですけれど、15日に最終の案を出すから、これに基づいて、意見があったら出しなさいということで出して、それで3月の末には市に提出するということで、方向性は、だいたいそういうふうに進めていますからね。だから意見というものと、ただ自分の思いだけを言うものとは違うよと。やっぱりそれだけのものが進められてきているのだから、それなりに市民協働のもとに、ここまで一応、それについてはまちづくり基本条例をつくっている

から、それはいいと思いますよ。

会長 最終的には、まちづくり協議会の代表者交流会で、どのように書いていかれるかというのは決定していただくということでよろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきたいと思います。

12 時を回ってしまいましたが、本日の議題は以上とさせていただきたいと思います。

3 その他

会長
それでは、その他につきまして事務局から説明いただきたいと思います。

事務局 (今後の予定等を説明)

会長 それでは、少し時間がオーバーしてしまいまして申し訳ございません。これ で本日は閉会とさせていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。

(終了)